

2019年8月吉日

協定業者各位

ジェイリース株式会社

### 消費税増税に伴う変更のお手続について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

2019年10月からの消費税率引上げに伴い、保証契約中の物件においても賃料等の変更があることかと存じます。賃料変更に伴う各種手続きにつきましては下記の通りとなりますのでお知らせ申し上げます。

お忙しい中誠に恐縮に存じますが、下記要領にてご理解いただければ幸甚に存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 1. 概要

###### (1) 消費税増税を理由に家賃が変更となる保証中のご契約案件について

- ①追加の保証料は発生致しません。
- ②賃料に対して変動する更新型の継続保証料に関しては、消費税がアップした賃料に対して継続保証料を計算することとなります。

###### (2) 料金変更のご提出期限について

- 9月収納分より増税による変更がある契約：8月9日（金）
- 10月収納分より増税による変更がある契約：9月6日（金）
- 収納代行を利用しない契約：9月6日（金）

##### 2. 賃料変更に伴うお手続き方法について

7月以降、各協定業者様へエクセルベースでご契約者様の一覧をメールにてお届けしておりますが、消費税増税による賃料変更がある場合は、エクセル内該当項目にご入力いただき、上記ご提出期限ま

でのご提出をお願い致します。データのご提出をもって、賃料変更のお届けとさせていただきます。

### 3. 各種手数料について

- (1) 収納代行の口座振替手数料：口座振替発生日における税率にて、ご請求させていただきます。
  - ・2019年10月26日振替分（税率10%）
- (2) 送金手数料：送金日における税率にて、ご請求させていただきます。
  - ・2019年10月収納分から（税率10%）

### 4. ご注意事項

- (1) 通常の賃料変更は、従来どおりの変更届をご利用ください。
- (2) ご提出期限を越えてご提出頂いた場合、対応できないこともございますので、重ねて業務協力のほどお願い申し上げます。

以上

(本件問合せ先)

ジェイリース株式会社

大分本社 0120-775-752

もしくは最寄りの支店まで URL：<https://www.j-lease.jp/company/office>